

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 NITTOH と称し、登記上は、株式会社ニットーと表示する。

2 英文では、NITTOH CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、設備工事、機械器具の設置工事その他建設工事の企画、測量、設計、監理、施工並びにこれらに関するコンサルティング業務
2. 内装仕上・電気・配管・防水・塗装・冷暖房・給湯・給排水工事等の設計、施工、請負並びに監理
3. 住宅の設計、監理、施工及び販売
4. 建物、構築物及び土木工作物の保守管理、診断及び評価
5. 建築物の清掃及び管理
6. 建築内装部材、家具の製造及び販売並びにインテリア商品の販売
7. 土木建築用機械及び資材の売買、賃貸及び修理並びにこれらの仲介業務
8. 住宅の防虫、防腐工事業
9. 樹木、農作物等の雑草害虫防除作業
10. 土地の造成、住宅・ビル等の建物の建築及び不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理、鑑定、評価並びにこれらに関するコンサルティング業務
11. 損害保険代理店業
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,400,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

第17条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して行う。

3 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(顧問・相談役等)

第 26 条 取締役会はその決議により、必要に応じて顧問・相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任)

第 30 条 会計監査人の選任は、株主総会において行う。

(任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

(事業年度及び決算期)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業年度の末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

（監査役の実任免除に関する経過措置）

第 48 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 27 条の定めるところによる。